#### 食品衛生基準科学研究費補助金 (食品安全科学研究事業)

「我が国における生物的ハザードとそのリスク要因に応じた規格基準策定のための研究」 総合分担研究報告書(令和4年~令和6年)

食品における微生物汚染実態等に関する研究

研究分担者 山崎栄樹 带広畜産大学

国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

研究協力者 福岡頌大 带広畜産大学

松井翔哉 带広畜産大学

金子真奈 齋藤里歩 長谷川あや 矢崎伶奈 山本詩織 鎌倉女子大学 家政学部 鎌倉女子大学 家政学部 鎌倉女子大学 家政学部 鎌倉女子大学 家政学部 鎌倉女子大学 家政学部

上間匡 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

研究要旨: 国内流通食品に対する規格基準設定においては国際的整合性を考慮しつ つ、国内の食品に関するリスク要因の状況を踏まえた検討が求められる。本研究で は、微生物学的規格基準の構成要素の一つであるサンプリングプランの国内流通食 品への適用の必要性について考察を行う目的で、過去に国内で発生した食中毒事例 を食品-病因物質の組み合わせに基づいて整理・分類した。その結果、国内で発生し た食中毒事例の原因食品の大部分が三階級サンプリングプランの適用が推奨され るものであることが明らかとなり、国内流通食品に対する規格基準設定においてサ ンプリングプラン導入の必要性を明確にした。さらに、国際的整合性満たした規格 基準策定を行う手順のモデルを示す事を目的として、欧州委員会規則「COMMISSION REGULATION (EC) No 2073/2005」に示された食鳥と体に対するカンピロバクターを 対象微生物としたサンプリングプランを国内へ適用するモデルケースを設定し、同 モデルケールについて、Codex 委員会が示す Principles and Guidelines for the Establishment and Application of Microbiological Criteria Related for foods (CAC/GL 21-1997)に対する妥当性検証に必要な情報の収集・整理を行った。その結 果、妥当性検証に必要な情報の多くが国内においても整備されている事が明らかと なった。また、妥当性検証の一環として、モデルケースで採用した欧州委員会規則 のサンプリングプランに対する国内生産食鳥と体の合格率の統計的見積りを行っ た結果、国内生産食鳥と体の合格率は 100%と見積もられ、上記のモデルケースが CAC/GL 21-1997 の要求事項に対して妥当性を持つ事が示された。本研究で実施し た CAC/GL 21-1997 に対する妥当性確認手順は国内にて国際的整合性を確保した微 生物的基準設定を行う上で先導的なモデルとなる成果であり、食品の微生物規格基 準の国際的調和の点から厚生労働省および消費者庁が推し進める食品安全行政の 進展に寄与するものであると考える。

本研究ではさらに、アイスクリームの副原料として利用される果物に対する次亜塩素酸ナトリウムを用いた適切な殺菌方法および殺菌効果の評価方法について検討する目的で、次亜塩素酸ナトリウムを用いた殺菌過程における有効塩素濃度変化と生菌数変化について検証を行った。その結果、次亜塩素酸ナトリウム処理過程における有効塩素濃度の減少度は対象となる果物種によって大きく異なること、殺菌効果は処理条件よりも果物種に大きく依存し、処理工程を通した有効塩素濃度の減少度と生菌数の減少度に相関が見られないことが明らかとなった。以上の結果は次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌においては、原材料等の特性を勘案しつつ、製造基準と成分規格を組み合わせた慎重な管理が必要であることを示すものであると考える。

#### A. 研究目的

食品の微生物学的規格基準設定の考え方 については国際食品微生物規格委員会

(International Comimison on Microbiological Specification for Foods: ICMSF) によりMicroorganisms in Foods 7: Microbiological Testing in Food Safety Management (以下、 Microorganisms in Foods 7) が2002年に 刊行され、食品の安全性を管理するための 体系化した手法が示されている。同書で は、HACCPや適正衛生規範(GHP)を用いた 食品安全管理システムにおける微生物学的 検査利用の合理的なアプローチ(役割と意 義) についても解説がなされており、食品 衛生法の改正に伴って「HACCPに沿った衛 生管理」が導入された本邦の食品衛生管理 の新たなステージにおける微生物学的規格 基準のあり方を検討する上で重要な指針を 与えるものとなっている。また同書では、 生物学的規格基準の構成要素は、対象とな る微生物や毒素とそれらの限度、分析単位 (ロット)、試験法およびサンプリングプ

ランとしており、微生物学的規格基準の決 定において適切なサンプリングプランの検 討が重要であることを示している。

一方で、コーデックス委員会は食品の微生 物学的基準の設定の際に考慮するべき事項 について「Principles and Guidelines for the Establishment and Application of Microbiological Criteria Related for foods (食品に関連した微生物学的基準の設 定および適用の原則およびガイドライン), CAC/GL 21-1997」<sup>2)</sup> (以下、CAC/GL 21-1997) を示している。同文書では、「微生物学的基 準の構築および適用は、本文書に示された 原則に従うと共に科学的知見に基づいて行 われなければならない」とされており、国際 的整合性の観点から、我が国においても規 格基準策定を行う際には同文書に従った慎 重な考察が求められる。しかしながら、国内 の微生物学的規格基準においては同文書に 示される要求事項への適合について考慮さ れないままとなっているものが多く、今後、 規格基準を改訂もしくは新たに策定する際 には同文書との整合性に関する対応が必要 であると考えられる。

本研究では、国内流通食品に適用するべ きサンプリングプランについて考察する目 的で、国内で発生した食中毒事件情報の収 集・整理を行い、得られた情報について Microorganisms in Foods 7で提案された ケース分類に基づいた整理を行った。ま た、CAC/GL 21-1997に示された要求事項に 対して妥当な微生物学的規格基準の策定に 向けて、カンピロバクターをモデルとして 食品安全委員会リスクプロファイルに取り まとめられた情報を中心に国内流通食品の 汚染状況、フードチェーン、危害発生状況 等に関する既知情報から、妥当性検証に必 要な情報の抽出・整理を行うことで、規格 基準を策定する上で不足する情報の特定を 行うとともに、国際的整合性満たした規格 基準策定を行う手順について考察した。

加えて、アイスクリームの副原料として 利用される果物に対する次亜塩素酸ナトリウムを用いた適切な殺菌方法および殺菌効 果の評価方法について検討する目的で、複数の果物に対して次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いた際の有効塩素濃度変化と生菌数変化について検証を行った。

#### B. 研究方法

# 1-1. 食中毒統計調査結果のハザードと原因食品特性に基づく分類

平成24年(2012年)から令和3年(2021年)の10年間に食中毒統計に報告された細菌性食中毒事例について、原因物質および原因食品による分類を行った。原因物質の分類においてはMicroorganisms in Foods7のTable8.2に示されるRanking of foodborne phathogens or toxins into

hazard group (severity of threat to health)に従った分類を行い、また、原因食品の分類においては同書の「食品の特性や取扱条件による当該食品中での検出指標の挙動に基づくケース分類」(以下、ケース分類)に対応する形で各病原微生物の特性を勘案して分類を行った(分類法の詳細については令和4年分担研究報告書を参照されたい)。

### <u>1-2. CAC/GL 21-1997 の要求事項に沿った</u> 情報の整理

欧州委員会規則 COMMISSION REGULATION (EC) No 2073/2005 <sup>3)</sup> の ANNEX1 Microbiological criteria for foodstuffs の Chapter2 Process hygenic criteria の 2.1.9 で示される食鳥とたいとカンピロバクターの組み合わせに対するサンプリングプラン (以下、2.1.9 criteria)に相当する微生物学的基準を国内の食鳥処理場へ適用するモデルを想定し、CAC/GL 21-1997 の要求事項のうち基準の構築を行う場合に考慮が必要な第3章及び第4章で示された個々の要求事項への妥当性を考察する上で必要な情報の抽出を行なった。

### <u>1-3. 2.1.9 criteria の国内食鳥処理場へ</u> の適用の妥当性の検証

「と畜検査員及び食鳥検査員による外部 検証の実施について(薬生食監発 0528 第 6号)」<sup>4)</sup>にて取りまとめられた国内食鳥処 理場のカンピロバクター検出状況に対して、 2.1.9 criteriaの基準値を適用した場合の 合格率について統計的見積りを行なった。 2.次亜塩素酸ナトリウムを用いた殺菌の評 価方法についての検討

次亜塩素酸ナトリウム溶液に果物を皮付

きのまま投入し、2.5、5、7.5、10 分間の処理を行った。処理中の次亜塩素酸ナトリウム溶液の有効塩素濃度をリアルタイムモニタリングするとともに、各処理時間後における生菌数を評価した。

#### C. 結果

## 1-1. 食中毒統計調査結果のハザードと原因食品特性に基づく分類

Microorganisms in Foods 7においては 病因物質のハザードの severity と、原因 食品の取扱条件および摂食される状態等の 組み合わせにより食中毒をケース1から 15 までの 15 種類にケース分類するととも に、各ケースにおいて推奨されるサンプリ ングプランを示している。本研究では、食 中毒統計に報告されている食中毒事例の中 から細菌を病因物質とする事例を抽出し、 抽出された事例について病因物質と原因食 品の特性に基づいた分類を行った。病因物 質のハザードの severity に関する分類に おいては、抽出された 1912 件のうち緩や かなハザードに分類されるものが82.2% (1571件/1912件)と大部分を占めてお り、重大なハザードおよび深刻なハザード に分類される事例はそれぞれ 12.8% (244) 件/1912件) および 5.1% (97件/1912 件)であった。さらに、各病因物質につい て食品の取り扱い条件および摂食される状 熊によるリスク分類を行った結果、本邦で 細菌性食中毒の病因物質として最も報告数 の多いカンピロバクター・ジェジュニ/コ リにおいては83.4% (857件/1028件)が 「リスクに変化無し」(ケース8)に分類 される製造後に病因物質の増減の可能性が 低かった食品を原因とした事例が大部分を 占めていた。一方で、その他病原大腸菌および腸管出血性大腸菌(VT 産生)においては「リスクに変化無し」(ケース 11 および 14)に比較して「リスクの減少」(ケース 10 および 13)に分類される事例が多くなっており、ウエルシュ菌においては「リスクに変化無し」(ケース 8)に比較して「リスクの増加」(ケース 9)に分類される事例が多くなっていた(分類結果の詳細については令和 4 年分担研究報告書を参照されたい)。

## 1-2. 国際的整合性満たした規格基準策定モデルの検討

海外においてはカンピロバクターと食鳥 肉の組み合わせに関連した微生物学的基準 として欧州委員会規則「COMMISSION REGULATION (EC) No 2073/2005 \ \mathcal{O} 2.1.9 criteria<sup>3)</sup>がよく知られており、食鳥処理場 において最終冷却後の食鳥と体に対するカ ンピロバクターを対象微生物とした基準が 示されている。本邦にてカンピロバクター に対する微生物学的規格基準を設定する場 合において、上記の criteria は国際的整合 性の観点からも妥当性のあるリファレンス になりうる。また、国内において「と畜検査 員及び食鳥検査員による外部検証の実施に ついて (生食発 0528 第 1 号)」 5) にて食鳥 処理場における外部検証の一環として 2.1.9 criteria で参照されている ISO 法 と同等性を持つカンピロバクター定量検査 法が示されていることから、2.1.9 criteria の国内への適用の妥当検証は実践 的な意義をもつと考えられる。これらの理 由から、本研究では同 criteria を国内食鳥 処理場へ適用した規格基準を策定する場合 をモデルケースとして設定して、同モデル ケースについて CAC/GL 21-1997 に示された 要求事項への適合性の評価を行なった。そ の結果、CAC/GL 21-1997 に示された要求事 項に対して妥当性のある微生物学的基準の 策定に必要な情報の多くが国内状況に対し ても整備・取得されていることが明らかと なった(各要求事項に対して妥当性検証に 必要な情報の詳細については令和 5 年分担 研究報告書を参照されたい)。

加えて、2.1.9 criteria を国内のカンピ ロバクター検出状況に当てはめた場合に、 2.1.9 criteria に示された規制値の適用が 国内の状況に対して現実的であるかについ ての検討を行った。「と畜検査員及び食鳥検 査員による外部検証の実施について(薬生 食監発 0528 第6号) | 4 に取りまとめら れている国内で実施されたカンピロバクタ 一検査結果のデータを 2.1.9 criteria に示 されたサンプリングプラン (n = 50, c =15, m = 1000 cfu/g) に適用した際の合格 率を求めたところ、国内で生産される食鳥 と体の合格率は100%と見積られた。このこ とから、国内で生産される食鳥と体に対し て2.1.9 criteria に示されたサンプリング プランの適用が現実的であると推定された。 2. 次亜塩素酸ナトリウムを用いた殺菌の評 価方法についての検討

アイスクリーム製造においては、そのフレーバーを決定づける副原料として様々なものが利用されているが、果物の様に加熱によってその風味特性が失われてしまうものも多い。そのため加熱以外での殺菌について様々な方法が検討されているものの、現状では多くの事業者において「大量調理施設衛生管理マニュアル」6)を参照した次亜塩素酸ナトリウム(200 mg/Lで5分間又は100

mg/Lで10分間) を用いた殺菌方法が利用さ れているところである。アイスクリームの 副原料として利用される果物に対する次亜 塩素酸ナトリウムを用いた適切な殺菌方法 および殺菌効果の評価方法について検討す る目的で、複数の果物に対して次亜塩素酸 ナトリウム溶液を用いた際の有効塩素濃度 変化と生菌数変化について検証を行った。 すなわち、キウイ、みかん、メロンを対象と して100 ppmに調整した次亜塩素酸ナトリ ウム溶液に果物を投入後、遊離塩素濃度を リアルタイム測定するとともに、2.5、5、 7.5、10分後に果物を取り出して、各処理時 間における殺菌効果を生菌数を指標として 検証を行った。その結果、遊離塩素濃度につ いては果物投入後にキウイにおける急激な 減少と、みかんにおける緩やかな減少が観 察された一方で、メロンについては処理時 間内に大きな変化は観察されなかった。こ の結果は、果物種によって遊離塩素消費の 度合いが大きく異なることを示唆している ものと考えられた。一方で、生菌数について は、みかん、キウイに比較してメロンで処理 時間に応じた有意な減少が観察された。メ ロンで観察された有意な生菌数減少が処理 時間を通じた遊離塩素濃度の維持によるも のかを検討する目的で、処理開始後に急激 な遊離塩素濃度減少が観察されたキウイに 対する更なる検討を行った。すなわち、キウ イにおいて1回あたりの処理量を減少させ、 処理時間を通じて遊離残留塩素を高濃度で 維持した条件下での処理を行ったところ、 遊離塩素濃度と菌数減少に相関は観察され なかった(各処理条件における遊離塩素濃 度変化と菌数減少度の詳細については令和 6年分担研究報告書を参照されたい)。

#### D. 考察

### 1. 国際的整合性満たした規格基準策定の手 法に関する検討

国内においてはこれまで、微生物学的基 準へのサンプリングプランの導入について の議論が続けられてきたものの、サンプリ ングプランの適用は進んでこなかった。本 研究では本邦におけるサンプリングプラン 適用の妥当性の検討を目的として、国内食 中毒事例に関する情報の整理を行った。食 中毒統計に報告された国内の健康被害実態 に関して食品-病原微生物の組み合わせに よる整理を行った結果、Microorganisms in Foods 7のケース分類のうちn=5, c=1の三階級サンプリングプランの適用が推奨 されているケース8に分類される事例が最 も多く(1054件/1912件)、国内の食中毒制 御において現行のc = 0の二階級サンプリ ングプランでは効果的な対策が困難である ことが示唆された。

国内で最も多くの食中毒事例が報告されているカンピロバクター・ジェジュニ/コリはMicroorganisms in Foods 7に基づくケース分類においてケース7から9に分類(GBSを続発した場合を除く)され、同ケースに対してはいずれも三階級サンプリングプランが提案されている。三階級サンプリングプランの実施には試験法として定量法が要求されるが、現在国内では「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について(生食発0528第1号)」5)に基づいて、国内食鳥処理場におけるカンピロバクター・ジェジュニ/コリの定量的試験が実施されている。このことから、カンピロバクター・ジェジュニ/コリは国内流通食品に対する三階級サ

ンプリングプラン適用の妥当性検証のモデ ルケースになるものと考えられた。本研究 では、欧州委員会規則で示されるカンピロ バクターに対するサンプリングプラン (2.1.9 criteria) を国内のカンピロバク ター検出状況に当てはめた際の国内生産食 鳥と体の合格率の統計的見積りを行った。 その結果、2.1.9 criteriaにおける現在の 基準値であるn = 50、c = 15、m = 1000cfu/gのサンプリングプランに対して国内 で生産される食鳥と体の合格率は統計的に は100%と見積もられ、国内で生産される食 鳥と体のカンピロバクター汚染率は2.1.9 criteriaに対して十分に低い状況である事 が確認された。これらの結果は、2.1.9 criteriaに相当する微生物学的基準を国内 向けに提案する上でその提案の妥当性を示 す結果の一つである。

## 2. 次亜塩素酸ナトリウムを用いた殺菌の評価方法についての検討

アイスクリームの副原料には果物のよう に加熱殺菌が難しく次亜塩素酸ナトリウム による殺菌が利用されているものが多数存 在する。アイスクリームの副原料の様に多 種多様な品目が対象である場合には、その 効果について慎重な検討が必要であると考 えられる。本研究では、アイスクリームの副 原料として利用される果物について次亜塩 素酸ナトリウム処理中の有効塩素濃度変化 と生菌数減少度の解析を行った。その結果、 次亜塩素酸ナトリウム溶液中の有効塩素濃 度の減少度は果物種によって大きく異なる 事が明らかとなった。有効塩素濃度と生菌 数減少度の間に相関は確認されなかったが、 次亜塩素酸ナトリウム溶液による殺菌効果 は果物種によって大きく異なる事が明らか

となった。この結果は、次亜塩素酸ナトリウムを用いた殺菌工程の効果を適切に評価するためには有効塩素濃度の監視のみならず、 処理後の検体の細菌検査も重要である事を示すとともに、検体の種類ごとに慎重な検証が必要である事を示すものである。

#### E. 結論

### 1. 国際的整合性満たした規格基準策定の手 法に関する検討

本研究では国内流通食品に対するサン プリングプラン適用の必要性について検討 する目的で、国内食中毒事例を食品-病原細 菌の組み合わせに基づいて整理・分類し、国 内流通食品に対する三階級サンプリングプ ラン適用の必要性を明確にした。さらに、欧 州委員会規則に示されるカンピロバクター に関する criteria を国内食鳥処理場へ適 用した規格基準を策定する場合をモデルケ ースとして設定し、CAC/GL 21-1997 に示さ れた要求事項に対する妥当性検証に必要な 情報の抽出・整理を行い、同モデルケースに おいて CAC/GL 21-1997 に対して妥当性のあ る微生物学的基準の策定に必要な情報の多 くが国内においても整備されている事が明 らかとなった。加えて、同 criteria に示さ れるサンプリングプランを国内のカンピロ バクター検出状況に当てはめた際の国内生 産食鳥と体の合格率の統計的見積りを行い、 同 criteria に示された基準値の国内適用 が現実的であることを示した。本研究で実 施したサンプリングプランの国内への適用 の必要性に関する検討および、CAC/GL 21-1997 に対する妥当性確認手順は国際的整合 性を確保した微生物的基準設定を行う上で 先導的なモデルとなる成果であり、食品の

微生物学的規格基準の国際的調和の観点から厚生労働省および消費者庁が推し進める 食品安全行政の進展に寄与するものである と考える。

## 2. 次亜塩素酸ナトリウムを用いた殺菌の評価方法についての検討

アイスクリームの副原料として利用さ れる果物について、次亜塩素酸ナトリウム を用いた適切な殺菌方法および殺菌効果の 評価方法について検討する目的で殺菌過程 における有効塩素濃度と生菌数の変化につ いて評価を行った結果、1) 次亜塩素酸ナト リウム溶液中の有効塩素濃度の減少度が果 物種によって大きく異なること、2)殺菌効 果は有効塩素濃度の減少度とは必ずしも相 関しないこと、および、3) 殺菌効果が果物 種によって大きく異なることが示された。 本結果は次亜塩素酸ナトリウムを用いた殺 菌方法を利用する際に、原材料等の製品特 性を勘案しつつ、製造基準と成分規格を組 み合わせた管理が必要であること示唆する ものであると考える。

#### F. 研究発表

#### 学会発表

- 1. 山崎栄樹,福岡頌大,松井翔哉,窪田邦宏. 国際的整合性を満たしたカンピロバクターに関する規格基準構築に向けた情報整理および定量的リスク解析.第 45 回日本食品微生物学会学術総会(2024.9.5-6,リンクステーションホール青森,青森).
- 2. 山崎栄樹,窪田邦宏. 国際的整合性を満たした微生物学的基準設定に向けた妥当性検証モデルケースに関する検討. 第 167 回日本獣医学会学術集会

(2024.9.10-13, 帯広畜産大学, 北海道)

改正: 平成 28 年 10 月 6 付け生食発 1006 第1号

G. 知的財産権の出願・登録状況 該当なし

#### H. 引用文献

- International Commission on Microbiological Specifications for Foods (ICMSF), Microorganisms in Foods 7: Microbiological Testing in Food Safety Management (Second edition). Springer International Publishing, 2018.
- 2. Codex Alimentarius Commission:
  Principles and Guidelines for the
  Establishment and Application of
  Microbiological Criteria Related
  for foods, CAC/GL 21-1997, Revised
  and renamed 2013), 2013 年 7 月
- 3. EUROPEAN COMMISSION: COMMISSION REGULATION (EU)2017/1495 of 23 August 2017. Amending Regulation (EC) No 2073/2005 as regards Campylobacter in broiler carcases. Official Journal of the European Union: 2017
- 4. 厚生労働省: と畜検査員及び食鳥検査 員による外部検証の実施について 薬 生食監発 0531 第6号, 令和3年5月31
- 5. 厚生労働省: と畜検査員及び食鳥検査 員による外部検証の実施について 生食 発 0528 第 1 号, 令和 2 年 5 月 28 日
- 6. 大量調理施設衛生管理マニュアル (平成 9年3月24付け衛食第85号別添、最終